

ごうぎん住宅ローン 夫婦連生団信

夫婦連帯債務で住宅ローンをご利用のお客さまへ

ご夫婦のどちらかに
万一のことがあった場合

新規の方も
借換えの方も

住宅ローン
残高が

0

共働きご夫婦二人で
加入できる制度です。

円に！

遺された家族の生活をしっかりと守ります！



住宅ローン残高が0円となるには所定の条件※があります。また、保険金が支払われる場合であっても、利息の一部等をご負担いただく場合があります。※所定の条件については、裏面をご覧ください。

住宅ローン金利は通常金利に年 **0.25%**を加えたものとなります。

ご利用いただける方

住宅ローンを新規にご契約の方で、お借入時の年齢が満18歳以上満76歳未満、完済時の年齢が満85歳未満の方

ご注意ください！

●告知内容により、生命保険会社が加入をお断りする場合があります。

●お借入金額（保険金額）は他の地銀協団信制度と通算して最高2億円までとなり、また1億円を超えるときは生命保険会社所定の専用診断書の提出が必要になります。●お借り換えにもご利用いただけますが、借り換え前に入っていた団体信用生命保険からの継続的な保障は受けられません。●リフォームローン1000は対象外です。

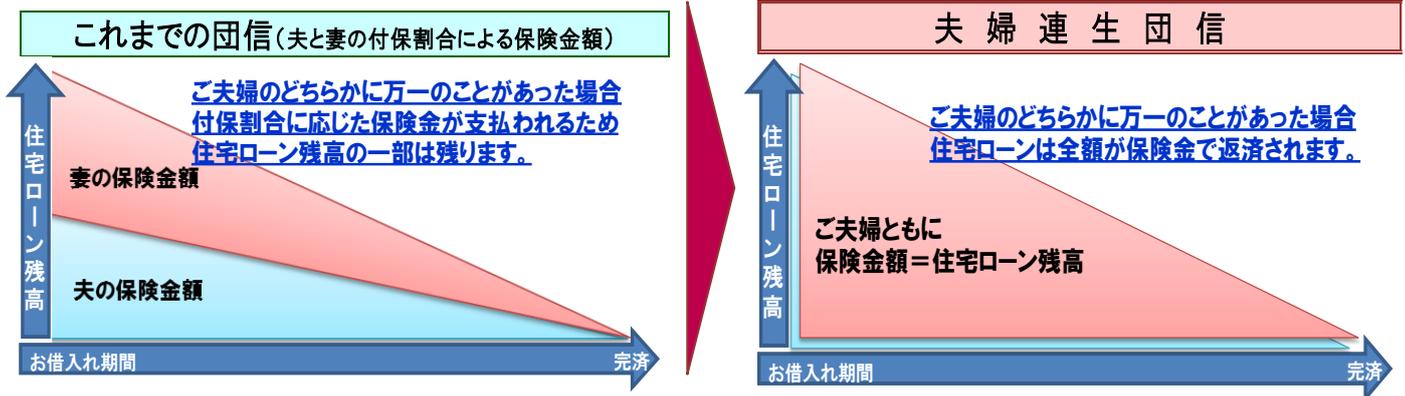


ごうぎん

お取扱商品および金利につきましては、お近くのごうぎん窓口までお問い合わせください。

MY-A-25-LF-000003
株式会社山陰合同銀行 チラシ（セL）360（2024.4改）

ごうぎん住宅ローン：夫婦連生団信の概要



保 険 名 称	リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（夫婦連生）				
この保険の特徴	この保険は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、その会員銀行（以下、銀行といいます）を保険金受取人とし、銀行から住宅ローンを借り入れている賦払債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である銀行に支払い、その保険金を被保険者の債務の返済に充当するしくみの団体保険です。ご夫婦で債務者になられたときはご夫婦のそれぞれが所定の条件を満たした場合に加入いただける保険です。				
お支払事由	死亡保険金：保険期間中に死亡されたとき リビング・ニーズ特約保険金：保険期間中に、余命6ヵ月以内と判断されたとき ^(※) (※) 余命の判断は医師の診断に基づき、生命保険会社が行います。 高度障害保険金：保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき				
保 険 金 額	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（増減）します。 加入申込者一人あたりの限度額は、他の会員銀行からの借入も含めて、「地銀協住宅ローン団信制度」、「地銀協がん団信制度」、「地銀協3大疾病団信制度」、「地銀協ライフサポート団信制度」「地銀協ダブルサポート団信制度」および「地銀協引受緩和団信制度」を通算して2億円、かつ「地銀協ライフサポート団信制度」は他の会員銀行からの借入も含めて通算して1億円、かつ「地銀協ダブルサポート団信制度」は他の会員銀行からの借入も含めて通算して1億円となります。限度額を超える保険金についてはお支払いいたしません。				
保険金が支払われない場合	次のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いできないことがあります。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>保険金をお支払いできない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・死亡保険金 ・リビング・ニーズ特約保険金 ・高度障害保険金</td> <td>(1) 保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2) 被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (3) 夫婦連生の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意により、他方の被保険者が死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4) 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (5) 戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (6) 告知義務違反による解除 (7) 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (8) 重大事由による解除の場合 (9) 保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	保険金をお支払いできない場合	・死亡保険金 ・リビング・ニーズ特約保険金 ・高度障害保険金	(1) 保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2) 被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (3) 夫婦連生の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意により、他方の被保険者が死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4) 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (5) 戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (6) 告知義務違反による解除 (7) 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (8) 重大事由による解除の場合 (9) 保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき
名 称	保険金をお支払いできない場合				
・死亡保険金 ・リビング・ニーズ特約保険金 ・高度障害保険金	(1) 保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2) 被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (3) 夫婦連生の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意により、他方の被保険者が死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4) 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (5) 戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (6) 告知義務違反による解除 (7) 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (8) 重大事由による解除の場合 (9) 保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき				
保 障 開 始 日	融資実行日または事務幹事会社をご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。				
この契約からの脱退	次のような場合には、この保険契約から脱退となり、保障は終了します。 ・融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなったとき ・ご夫婦いずれかの被保険者が保険金のお支払事由に該当されたとき ・融資について期限の利益を失ったとき ・被保険者の年齢が満85歳に達したとき（ご夫婦いずれかの被保険者が所定の年齢に達したときは、以降他方の被保険者お一人さままでのご加入となります。）				
告知に関する重要事項	・この保険への加入申し込みの際に、「申込書兼告知書」でおたずねする過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。 ・この書面による告知は、事務幹事会社が公平にご加入をお引き受けするかどうかを決める重要な事項ですので、告知日（記入日）現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態などについて、この「申込書兼告知書」でおたずねすることに、必ず加入申込者ご本人が事実をありのままに正確にもれなく告知（記入）してください。 ・なお、告知いただいた健康状態によっては、ご加入をお断りする場合がございますのでご了承ください。				

※「リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（夫婦連生）」の詳細については「申込書兼告知書」に添付の「重要事項に関するご説明」および「申込書兼告知書」裏面の「ご説明」をご確認ください。

■ 個人ローンセンターまたは、お近くのごうぎん窓口へお気軽にご相談ください。

個人ローンセンター (土日も営業しています)	松江 TEL 0852-55-1119	鳥取 TEL 0857-39-5070
	出雲 TEL 0853-22-6330	米子 TEL 0859-31-2321
営業時間／平日：9:00～16:30 土曜・日曜：10:00～16:00 休業日／祝日・年末年始・ゴールデンウィーク		